

# 指定試験機関登録要領

一般社団法人 日本木質ペレット協会

## (目的)

第1条 この要領は、燃料用優良木質ペレット認証規程第6条第1項に規定する品質試験成績書交付に係る指定試験機関の登録に関し必要な事項を定めるものである。

## (指定試験機関)

第2条 指定試験機関とは、別記1の試験項目のうち、該当する試験項目に関する試験に精通し、当該試験を実施するための専門知識を有する職員及び施設、装置、器具等を有し、かつ中立、公正な立場から、適正な試験を実施する能力を有する者として、指定試験機関登録リスト（以下「登録リスト」という。）に記載された試験機関をいう。

## (登録の申請)

第3条 指定試験機関としての登録を希望する者は、別記様式1の指定試験機関登録申請書に登録を希望する試験項目、その他必要事項を記載し、第4条の付属資料を添えて一般社団法人 日本木質ペレット協会（以下「協会」という。）会長に申請するものとする。

## (付属資料)

第4条 指定試験機関登録申請書には次の各号について記載した付属資料を添付しなければならない。

- (1) 試験成績書発行者名
- (2) 登録希望試験項目及び当該試験項目に係る試験の実施に関する次の事項  
計量証明事業登録、ISO 9001、JIS Q 17025、優良試験所業務基準（GLP）取得の有無及び登録証等の写し  
有資格者（計量士等）の有無及び人数  
所有している当該試験用設備及び装置の名称、性能及び数  
当該試験の実施経験、実績等

## (指定試験機関の登録)

第5条 会長は、指定試験機関としての登録申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは申請者にその旨を通知し、登録リストに記載し、公表するものとする。

## (登録の変更)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を明記した文書を、遅滞なく会長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する指定試験機関としての要件を満たさなくなったとき
- (2) 登録試験項目の追加又は削除を求めるとき
- (3) 指定試験機関としての登録を辞退するとき

## (登録リストの訂正)

第7条 会長は、第6条の文書の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、登録リストに必要な訂正を行い、これを公表するものとする。

## 別記 1

## 試験項目と試験方法

試験項目	単位	基準値			試験方法
		A	B	C	
直径の呼び寸法 <sup>(1)</sup> D	mm	6、(7)、8			木質 <sup>レ</sup> ット品質規格 ((一社)日本木質 <sup>レ</sup> ット協会； 平成 23 年 3 月 31 日制定)による
長さ <sup>(2)</sup> L	mm	L ≤ 30 mm が質量で 95 % 以上で、 かつ L > 40 mm が無いこと			〃
かさ密度 BD	kg/m <sup>3</sup>	650 ≤ BD ≤ 750			〃
含水率 U (湿量基準)	% <sup>(3)</sup>	U ≤ 10			〃
微粉率 F	% <sup>(3)</sup>	F ≤ 1.0			〃
機械的耐久性 DU	% <sup>(3)</sup>	DU ≥ 97.5 <sup>(5)</sup>			〃
発熱量 Q	高位発熱量	MJ/Kg <sup>(3)</sup>	≥ 18.4 (4,390 kcal/kg)	≥ 17.6 (4,200 kcal/kg)	〃
	低位発熱量	MJ/Kg <sup>(3)</sup>	≥ 16.5 (3,940 kcal/kg)	≥ 16.0 (3,820 kcal/kg)	〃
灰分 AC	% <sup>(4)</sup>	AC ≤ 0.5	0.5 < AC ≤ 1.0	1.0 < AC ≤ 5.0	〃
硫黄 S	% <sup>(4)</sup>	S ≤ 0.03		S ≤ 0.04	〃
窒素 N	% <sup>(4)</sup>	N ≤ 0.5			〃
塩素 Cl	% <sup>(4)</sup>	Cl ≤ 0.02		Cl ≤ 0.03	〃
ヒ素 As	mg/kg <sup>(4)</sup>	As ≤ 1			〃
カドミウム Cd	mg/kg <sup>(4)</sup>	Cd ≤ 0.5			〃
全クロム Cr	mg/kg <sup>(4)</sup>	Cr ≤ 10			〃
銅 Cu	mg/kg <sup>(4)</sup>	Cu ≤ 10			〃
水銀 Hg	mg/kg <sup>(4)</sup>	Hg ≤ 0.1			〃
ニッケル Ni	mg/kg <sup>(4)</sup>	Ni ≤ 10			〃
鉛 Pb	mg/kg <sup>(4)</sup>	Pb ≤ 10			〃
亜鉛 Zn	mg/kg <sup>(4)</sup>	Zn ≤ 100			〃

(1) 6 mm 又は 8 mm が望ましい

(2) 円孔径 3.15mm のふるいに残るものを測定対象とすること。なお、長さの上限は、平成 25 年 3 月 31 日までは「L>40mm が質量で 1%以下、かつ最長 45mm であること」とする。

(3) 到着ベース (湿量基準)

(4) ドライベース (乾量基準)

(5) 機械的耐久性は、平成 25 年 3 月 31 日までは「DU ≥ 96.5%」とする。

## 指定試験機関登録申請書

一般社団法人 日本木質ペレット協会  
会 長 熊 崎 実 殿

(申 請 者)

所 在 地 :

試験機関名 :

代表者名 :

印

(事務上の連絡先)

所 在 地 :

所 属 :

担当者名 :

電話及び FAX 番号 :

e-メール・アドレス :

貴協会が定める「指定試験機関登録要領」に基づき、別添付属資料を添えて、下記試験項目に関する指定試験機関としての登録を申請します。

記

登録申請試験項目：(登録を希望する試験項目の右欄に○印を付けること。)

直径		機械的耐久性		塩素		水銀	
長さ		発熱量		ヒ素		ニッケル	
かさ密度		灰分		カドミウム		鉛	
含水率		硫黄		全クロム		亜鉛	
微粉率		窒素		銅			